



鳥取県公報

平成18年 8月 1日(火)
第 7 8 0 9 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 告 示 特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (538) (東部総合事務所県民局) 1
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請 (539) (〃) 2
- 森林病虫害の駆除命令 (540) (東部総合事務所農林局) 2
- 松くい虫の特別伐倒駆除の命令 (541) (〃) 3
- 土地改良区の役員の就退任 (542) (中部総合事務所農林局) 4
- 障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の指定 (543) (障害福祉課) 4
- 都市計画の変更予定 (3件) (544 ~ 546) (景観まちづくり課)..... 4
- 保安林の指定施業要件の変更予定 (3件) (547 ~ 549) (森林保全課)..... 6
- 土地収用法による事業の認定 (550) (管理課) 9
- ◇ 公 告 警備員指導教育責任者講習の実施 (警察本部生活安全企画課)10
- 警備業法に基づく検定の実施 (2件) (〃).....11

告 示

鳥取県告示第538号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成18年9月13日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成18年 8月 1日

鳥取県東部総合事務所長 塚 田 勝

- 1 申請のあった年月日
平成18年 7月13日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ボラーノ広場
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
玉寄 博子

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

鳥取市松並町二丁目412-3

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、障害者全般、引きこもり児童、高齢者、ニート及び広く多くの人々に対して、動物を通し命の温もりを体感し、命の大切さを伝えるため個々に合わせ小動物またはミニホースと触れあい事業を行うことにより、互いにコミュニケーションが取れることを体感し動物に対して親密感、責任感、思いやりが生まれ、命の大切さや親子の絆を深めるきっかけとなり、人に対しても協調性、自主性が自然に育てられ、また、動物と触れあい心を癒されることにより自分自身を取り戻し社会復帰のきっかけにもなり、すべての人々の心に癒しを与える場所作り実現に寄与することを目的とする。

鳥取県告示第539号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款は、平成18年9月5日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成18年8月1日

鳥取県東部総合事務所長 塚 田 勝

1 申請のあった年月日

平成18年7月5日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人いなば社会福祉評価サービス

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

仲山 一成

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

鳥取市湖山町東二丁目164

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、社会福祉法人等の事業者及び福祉保健サービスの利用者に対して、その事業者が提供する福祉保健サービスの質を、その提供者及びその利用者以外の公平中立な立場で客観的に評価し、事業者が提供する福祉保健サービスを利用者が選択する場合に必要な情報を提供すると共に、事業者のサービスの向上を図るための第三者評価機関事業を行うことにより、社会福祉の向上に寄与することを目的とする。

6 定款の変更事項

目的及び事業の種類

鳥取県告示第540号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定に基づき、同法第3条第1項第1号に掲げる命令をするので、同法第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、次のとおり告示する。

平成18年8月1日

鳥取県東部総合事務所長 塚 田 勝

1 区域及び期間

(1) 区域

鳥取市及び岩美郡岩美町の各一部（別紙のとおりとする。）

(2) 期間

平成18年9月1日から平成19年3月15日まで

2 森林病害虫等の種類

森林病害虫等防除法第2条第1項第1号に規定する松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して薬剤の散布又は薬剤によるくん蒸を行うこと。

4 命令をしようとする理由

1の(1)の区域及び周辺松林において松くい虫被害が発生しており、3の措置を行わなければ被害が異常にまん延し、1の(1)の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

(1) 3の措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3の措置を行った場合において損失補償を受けようとするときは、別に定める申請書を本職に速やかに提出すること。

（「別紙」は、省略し、鳥取県農林水産部森林保全課及び東部総合事務所農林局並びに関係市役所及び町役場に備え置いて一般の縦覧に供する。）

鳥取県告示第541号

森林病害虫等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第2項の規定に基づき、特別伐倒駆除の命令をするので、同条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、次のとおり告示する。

平成18年8月1日

鳥取県東部総合事務所長 塚 田 勝

1 区域及び期間

(1) 区域

鳥取市の一部（別紙のとおりとする。）

(2) 期間

平成18年9月1日から平成19年3月15日まで

2 森林病害虫等の種類

森林病害虫等防除法第2条第1項第1号に規定する松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している樹木が存する松林を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して、その破砕又は焼却（炭化を含む。）を行うこと。

4 命令をしようとする理由

1の(1)の区域及び周辺松林において松くい虫被害が発生しており、3の措置を行わなければ被害が異常にまん延し、1の(1)の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

(1) 3の措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3の措置として破砕を行う場合は、次によること。

ア 枝条は、破砕又は焼却すること。

イ 破砕後の木片の厚さを6ミリメートル（木材チップパーにより破砕する場合にあっては、15ミリメートル

ル)以下とすること。

(3) 3の措置を行った場合において損失補償を受けようとするときは、別に定める申請書を本職に速やかに提出すること。

(「別紙」は、省略し、鳥取県農林水産部森林保全課、東部総合事務所農林局及び鳥取市役所に備え置いて一般の縦覧に供する。)

鳥取県告示第542号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定に基づき、次のとおり天神野土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成18年8月1日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

退任した役員の氏名及び住所

理 事 石 賀 貞 夫 倉吉市福山215-1

平成18年7月10日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事 藤 井 貞 美 倉吉市志津720-1

平成18年7月11日就任 任期 平成20年7月31日まで

鳥取県告示第543号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定に基づき、指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり告示する。

平成18年8月1日

鳥取県知事 片 山 善 博

開設者の氏名又は名称	開設者の住所	指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	自立支援医療の種類	指定年月日
株式会社福山臨床検査センター	広島県福山市草戸町一丁目23-21	つばさ薬局	米子市上福原五丁目5-40	育成医療、更生医療、精神通院医療	平成18年7月1日
浜副薫	米子市富益町5-89	ちいろば発達クリニック	米子市西福原五丁目7-13	精神通院医療	〃
岩美町	岩美郡岩美町大字浦富675-1	岩美町訪問看護ステーション	岩美郡岩美町大字浦富1029-2	〃	〃

鳥取県告示第544号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更しようとするので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の案は、平成18年8月1日から同月15日まで鳥取県生活環境部景観まちづくり課(鳥取市東町一丁目220)及び鳥取市役所(鳥取市尚徳町116)において公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、平成18年8月15日までに知事に意見書を提出することができる。

平成18年 8月 1日

鳥 取 県 知 事 片 山 善 博

1 都市計画の種類及び名称

鳥取都市計画市街化区域及び市街化調整区域

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 市街化区域

追加する部分

鳥取市三津字乗越ノ二、正蓮寺字小井手及び字大政、桜谷字平田及び字大路前並びに杉崎字土手ノ内及び字下赤石

変更する部分

鳥取市美萩野五丁目、湖山町北五丁目、湯所町一丁目、桜谷字西ノ前、正蓮寺字法花寺、津ノ井字向下砂田、杉崎字長旨、美萩野二丁目、美萩野三丁目、三津字東沢ノ二、桂見字中帆城及び字中帆城灘、湖山町南三丁目、古市字村之後口及び字屋敷、吉成字古市土居ノ上及び字西土崎、吉成南町一丁目、船木字茶屋ノ前及び字植松、若葉台南七丁目並びに祢宜谷字口矢中

削除する部分

鳥取市三津字西傍示ノ二、古市字上河原、吉成字古市宮ノ下及び字上崎下夕出合、叶字前田並びに香取字小山谷奥

(2) 市街化調整区域

追加する部分

鳥取市三津字西傍示ノ二、古市字上河原、吉成字古市宮ノ下及び字上崎下夕出合、叶字前田並びに香取字小山谷奥

変更する部分

鳥取市美萩野五丁目、三津字乗越ノ二、湖山町北五丁目、湯所町一丁目、正蓮寺字小井手、字大政及び字法花寺、桜谷字西ノ前、字平田及び字大路前、杉崎字土手ノ内、字下赤石及び字長旨、津ノ井字向下砂田、美萩野二丁目、美萩野三丁目、三津字東沢ノ二、桂見字中帆城及び字中帆城灘、湖山町南三丁目、古市字村之後口及び字屋敷、吉成字古市土居ノ上及び字西土崎、吉成南町一丁目、船木字茶屋ノ前及び字植松、若葉台南七丁目並びに祢宜谷字口矢中

鳥取県告示第545号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更しようとするので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の案は、平成18年8月1日から同月15日まで鳥取県生活環境部景観まちづくり課（鳥取市東町一丁目220）、米子市役所（米子市加茂町一丁目1）、境港市役所（境港市上道町3000）及び日吉津村役場（西伯郡日吉津村大字日吉津872-15）において公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、平成18年8月15日までに知事に意見書を提出することができる。

平成18年 8月 1日

鳥 取 県 知 事 片 山 善 博

1 都市計画の種類及び名称

米子境港都市計画市街化区域及び市街化調整区域

2 都市計画を変更する土地の区域

市街化区域

追加する部分
境港市潮見町
変更する部分
境港市昭和町

鳥取県告示第546号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更しようとするので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の案は、平成18年8月1日から同月15日まで鳥取県生活環境部景観まちづくり課（鳥取市東町一丁目220）、米子市役所（米子市加茂町一丁目1）、境港市役所（境港市上道町3000）及び日吉津村役場（西伯郡日吉津村大字日吉津872-15）において公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、平成18年8月15日までに知事に意見書を提出することができる。

平成18年8月1日

鳥 取 県 知 事 片 山 善 博

- 1 都市計画の種類及び名称
米子境港都市計画臨港地区 境港臨港地区
- 2 都市計画を変更する土地の区域
市街化区域
追加する部分
境港市潮見町
変更する部分
境港市昭和町

鳥取県告示第547号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成18年8月1日

鳥 取 県 知 事 片 山 善 博

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
八頭郡若桜町大字岩屋堂字皆込山409の2、409の157から409の159まで、大字吉川字ジャ谷ヨリウエ山マデ1036の1、1036の2（次の図に示す部分に限る。）、1036の3、1036の17、1036の20、1036の22、字皆込山1158の1（次の図に示す部分に限る。）、1158の21から1158の28まで
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、若桜町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第548号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成18年8月1日

鳥 取 県 知 事 片 山 善 博

1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

鳥取市鹿野町鹿野字寺谷奥東平2538の1、字寺谷奥西平2539、2545、2546の1

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

鳥取市鹿野町鹿野字家後2453、2455、字御城山2490、字流シ山2492の1、2493、字寺谷奥東平2527から2529まで、2536、2538の2、字寺谷口2541、2542

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

鹿野町鹿野字御城山2490（次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

鳥取市鹿野町鹿野字寺谷2190、2191、字家後2457の2、字雲龍寺山2468、字谷田二2483の4、鹿野町小別所字谷奥下モ平569の1から569の6まで

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第549号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成18年8月1日

鳥取県知事 片 山 善 博

1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

日野郡日野町中菅字滝山576の1から576の4まで（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、576の5、576の6（次の図に示す部分に限る。）、576の7から576の11まで、576の18から576の20まで、576の24、576の25、576の27、577の1、577の2、577の3・577の4（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、577の5から577の8まで、577の9（次の図に示す部分に限る。）、字堀尾1347の1、1347の4、字畑山ノ内棚谷山1412の1、1412の2、字畑山ノ内畑山1413、字都合谷1595の1から1595の3まで、1596の1から1596の3まで、1597の1、1597の2（次の図に示す部分に限る。）、上菅字持ヶ瀧1347の3、1347の6、板井原字下モ山ノ向17の1、17の2、金持字朝苺1023の1、1023の3、1024の5、1024の6、1024の12から1024の52まで、1024の53から1024の56まで（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、1024の57、1024の58・1024の59（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、1024の60、1024の61（次の図に示す部分に限る。）、1024の62から1024の66まで、1024の67から1024の70まで（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、1024の71から1024の84まで、1024の87、1024の93から1024の97まで、1027、1029、1030の2から1030の5まで（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、1030の6、1030の7・1030の8（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、1030の9から1030の11まで、1030の12（次の図に示す部分に限る。）、1030の13から1030の15まで、1030の16（次の図に示す部分に限る。）、1030の17から1030の19まで、1030の20（次の図に示す部分に限る。）、1031の1から1031の24まで、字水ノ元1184から1187まで、1194から1200まで、1201の1、1201の2、1202、1203、1214、1215、1216の1から1216の4まで、字長樋1221の1、1222から1224まで、1227の1、1227の2、1228の1、1228の2、1229から1232まで、1233の1から1233の6まで、1234の1、1234の2、1235、1236、1237の3、1237の4、1238の1、1238の2、1239、字ホラ谷1298、1299、1300の1、1300の2、1301、1302、字上ミ大塚1407から1424まで、字茗荷谷1640から1652まで、1653の1から1653の9まで、1654の1から1654の4まで、1655から1658まで、1661の1、1661の2、1662から1664まで、1665の1、1665の2、1666から1668まで、1669の1、1670の1、1671から1683まで、字寸ヶ平5、6、8の1から8の9まで、15の1から15の8まで、16から18まで、字ノメラ谷下モ平36から38まで、字荒神ノ前40から44まで、46、47、字妙見谷48の1、48の2、50から52まで、53の1、54の1、55の1、57、58の1、59、60、62から64まで、66から68まで、字梨子ノ木畑219から226まで、字湯谷上ミ平232の1、232の2、233、234の1から234の3まで、235、236、字中山397の1から397の3まで、397の4（次の図に示す部分に限る。）、397の5、字野谷832の1から832の11まで、832の14、833の1から833の12まで、834の1から834の12まで、835の1、

835の11から835の98まで、839、840の1、841、字平ル畑右911の1から911の11まで、912の1、912の4、912の6から912の8まで、912の11から912の16まで、912の18から912の27まで、912の28・912の29（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、912の30から912の60まで、912の74から912の76まで、913

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、日野町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

日野郡日野町根雨字妻ノ神谷43の1、字寺ノ上へ60の1、61の1、字舟谷下平ラ528、字舟谷上ミ平ラ540、字荒神谷下モ平ラ546、字荒神谷上ミ平ラ553、字大塔尻594、字山根平812の1、813、字大塔817から819まで、821から823まで

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

根雨字妻ノ神谷43の1、字寺ノ上へ60の1、61の1

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、日野町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び日野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第550号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成18年 8月 1日

鳥 取 県 知 事 片 山 善 博

1 起業者の名称

伯耆町

2 事業の種類

伯耆溝口駅地域交流拠点施設（地域交流センター、多目的広場及び緑地公園）整備事業

3 起業地

(1) 取用の部分 西伯郡伯耆町溝口字東屋敷下モ地内

(2) 使用の部分 なし

4 事業の認定をした理由

(1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

伯耆溝口駅地域交流拠点施設(地域交流センター、多目的広場及び緑地公園)整備事業(以下「本件事業」という。)は、土地収用法(以下「法」という。)第3条第32号に掲げる地方公共団体が設置する墓地に該当するため、法第20条第1号の要件を充足するものと判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である伯耆町は地方公共団体であることから、本件事業を実施する権能を有しており、既に本件事業に係る予算措置も講じられているので、法第20条第2号の要件を充足するものと判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

本件事業は、伯耆町溝口地区内に位置する土地(以下「本件土地」という。)に地域交流センター、多目的広場及び緑地公園を整備するものである。

本件事業の実施により得られる利益及び失われる利益を比較衡量した結果、次に掲げる理由から、本件事業の施行により得られる利益は、失われる利益に優越すると認められ、本件事業は、法第20条第3号の要件を充足するものと判断される。

ア 本件事業は、住民の地域交流を推進し、地域の活性化を図るため地域交流センター、多目的広場及び緑地公園を整備するものであり、これらの施設により地域の発展、経済活動の推進、文化交流の活発化等に寄与することが見込まれる。

イ 本件事業は、鳥取県環境影響評価条例(平成10年鳥取県条例第24号)による環境影響評価の対象事業ではなく、工事の際に周辺環境へ十分配慮して施工することにより、本件事業により失われる環境上の利益は、軽微なものになると考えられる。

ウ 本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業を施行する上で必要とされる最小限度の範囲であると認められる。

エ 本件事業に係る起業地の選定に当たっては、町民が集いやすいこと、交通の利便性が良いこと、事業費が経済的であること等を条件に3つの土地について比較検討した結果、これらの要件を満たすものとして本件土地が選定されている。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

本件事業は、地域交流センター、多目的広場及び緑地公園を整備することにより、これまでの地域住民の集う場所の制約や、日常的な文化芸術・生涯学習等の社会教育活動のための施設、会場等の確保難という地域活動の阻害面が解消され、住民の交流を推進し、地域の活性化、経済活動の推進、文化交流の活発化等を図ることができることから、早急に整備すべき事業であり、本件土地を取用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足するものと判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までの判断から、本件事業は法第20条各号の要件を充足していると認められるため、同条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

5 法第26条の2の規定による図面の縦覧場所

西伯郡伯耆町吉長37-3

伯耆町役場

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

平成18年8月1日

鳥取県公安委員会委員長 足 立 統 一 郎

1 講習に係る警備業務の区分

法第2条第1項第3号に規定する警備業務（以下「運搬警備業務」という。）

2 実施期日

(1) 平成18年9月13日（水）から同月15日（金）まで

(2) 時間 午前9時から午後4時50分まで。ただし、平成18年9月15日（金）については、午前9時から正午までとする。

3 実施場所

鳥取市東町一丁目271 鳥取県警察本部庁舎 3階第7会議室

4 受講定員

40名

5 講習事項

警備業務の区分に応じた専門的な知識及び技能に関すること。

6 受講対象者

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）による改正前の法第11条の3第2項の規定により交付された警備員指導教育責任者資格者証（以下「旧資格者証」という。）を有する者であること。

7 受講申込書の受付期間

平成18年8月17日（木）から同月23日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時30分まで。ただし、定員になり次第締め切る。

8 受講申込書の提出先

鳥取県内の各警察署（郵送による受講申込書の提出は、認めない。）

9 受講申込書の提出部数等

(1) 受講申込書は1通とし、写真（受講申込前6月以内に撮影した無帽、正面、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルの大きさのもの）をその所定欄にはり付けること。

(2) 受講申込書には、旧資格者証の写し1通を添付すること。

10 受講手数料及び納付方法

受講手数料は、14,000円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を警備業関係手数料納付書の所定欄にはり付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。

11 その他

(1) 講習終了後に修了考査を行う。

(2) 受講者は、印鑑及び筆記用具を持参すること。

(3) この講習についての問合せは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0857-23-0110）にすること。

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項の規定に基づき、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第4条に規定する検定を次のとおり実施する。

平成18年8月1日

鳥取県公安委員会委員長 足 立 統 一 郎

- 1 検定に係る警備業務の種別及び級
空港保安警備業務 1級
- 2 実施日時
平成18年11月18日（土）午前8時30分から午後5時まで
- 3 実施場所
広島県広島市佐伯区石内南三丁目1-1 広島県運転免許センター
- 4 受検定員
5名程度
- 5 検定の内容
 - (1) 学科試験
 - ア 警備業務に関する基本的な事項
 - イ 法令に関すること。
 - ウ 乗客等の接遇に関すること。
 - エ 手荷物その他の航空機に持ち込まれる物件の検査（以下「手荷物等検査」という。）に関すること。
 - オ 空港に関すること。
 - カ 空港保安警備業務の管理に関すること。
 - キ 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。
 - (2) 実技試験
 - ア 乗客等の接遇に関すること。
 - イ 手荷物等検査に関すること。
 - ウ 空港保安警備業務の管理に関すること。
 - エ 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。
- 6 受検資格
次のいずれにも該当する者であること。
 - (1) 県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものであること。
 - (2) 空港保安警備業務について2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、空港保安警備業務に従事した期間が1年以上であること。
 - (3) 鳥取県公安委員会が前号に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者
- 7 検定申請書の受付期間
平成18年10月2日（月）から同月6日（金）までの日の午前8時30分から午後5時30分まで
- 8 検定申請書の提出先等
 - (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署
 - (2) 県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署
- 9 検定申請書の提出部数等
検定申請書は1通とし、次に掲げる書類を添付すること。
 - (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面（住民票の写し（外国人にあつては、外国人

登録証明書の写し))

- (2) 県外に住所を有する警備員で、その者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所に属することを疎明する書面（所定の様式によること。）
- (3) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルの大きさで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2葉
- (4) 空港保安警備業務について2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、空港保安警備業務に従事した期間が1年以上であることを疎明する書面
- (5) 6の(3)に該当する者は、1級検定受検資格認定書の写し

10 検定手数料及び納付方法

検定手数料は、16,000円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を警備業関係手数料納付書の所定欄にはり付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。

11 その他

- (1) この検定は、鳥取県公安委員会、広島県公安委員会及び島根県公安委員会と共同で実施する。
- (2) 受検者は、筆記用具を持参すること。
- (3) この検定についての問合せは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0857-23-0110）にすること。

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項の規定に基づき、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第4条に規定する検定を次のとおり実施する。

平成18年 8月 1日

鳥取県公安委員会委員長 足 立 統 一 郎

1 検定に係る警備業務の種別及び級

貴重品運搬警備業務 1級

2 実施日時

平成18年11月4日（土）午前8時30分から午後5時まで

3 実施場所

広島県広島市佐伯区石内南三丁目1-1 広島県運転免許センター

4 受検定員

5名程度

5 検定の内容

(1) 学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 貴重品運搬警備業務を実施するために使用する車両（以下「貴重品運搬警備業務用車両」という。）並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

エ 貴重品運搬警備業務の管理に関すること。

オ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験

ア 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

イ 貴重品運搬警備業務の管理に関すること。

ウ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

6 受検資格

次のいずれにも該当する者であること。

- (1) 県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものであること。
- (2) 貴重品運搬警備業務について2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、貴重品運搬警備業務に従事した期間が1年以上であること。
- (3) 鳥取県公安委員会が前号に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

7 検定申請書の受付期間

平成18年9月19日（火）から同月22日（金）までの日の午前8時30分から午後5時30分まで

8 検定申請書の提出先等

- (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署
- (2) 県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署

9 検定申請書の提出部数等

検定申請書は1通とし、次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面（住民票の写し（外国人にあつては、外国人登録証明書の写し））
- (2) 県外に住所を有する警備員で、その者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所に属することを疎明する書面（所定の様式によること。）
- (3) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルの大きさで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2葉
- (4) 貴重品運搬警備業務について2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、貴重品運搬警備業務に従事した期間が1年以上であることを疎明する書面
- (5) 6の(3)に該当する者は、1級検定受検資格認定書の写し

10 検定手数料及び納付方法

検定手数料は、16,000円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を警備業関係手数料納付書の所定欄にはり付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。

11 その他

- (1) この検定は、鳥取県公安委員会、広島県公安委員会及び鳥根県公安委員会と共同で実施する。
- (2) 受検者は、筆記用具を持参すること。
- (3) この検定についての問合せは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0857-23-0110）にすること。